

＜子の氏の変更（15歳未満）＞

1 概要

子が、父又は母と氏を異にする場合には、その子は、家庭裁判所の許可を得て、父又は母の氏を称することができます。例えば、父母が離婚し、父の戸籍にあって父の氏を称している子が、母の戸籍に移り母の氏を称したいときには、この申立てをして、家庭裁判所の許可を得る必要があります。

なお、父母が婚姻中の場合には家庭裁判所の許可は必要ありません。

2 申立人(申立てができる人)

子（子が15歳未満のときはその法定代理人が子を代理します。）

3 申立先

- ・子の住所地の家庭裁判所となります。
- ・子の住所地が茨城県内の場合の申立先、郵送提出の場合の宛先は、水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・子の住所地が茨城県以外の場合の管轄については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・子1人につき800円分
- ・連絡用の郵便切手・・・84円×1枚

5 申立てに必要な書類

- ・申立書1通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
 - ・子の戸籍謄本（全部事項証明書） 1通
 - ・父・母の戸籍謄本（全部事項証明書）（離婚の場合、父又は母の現在の戸籍に離婚の記載がないときは、現在の戸籍謄本等のほかに、離婚の記載のある改製原戸籍又は除籍の謄本が必要になります。）
- ※ 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。